

飯田市森林管理規程

令和4年11月1日

4 飯林第 217 号

第1章 目的及び方針

(趣旨)

第1条 この規程は、森林経営管理法（平成30年法律第35号。以下「法」という。）第33条に規定する市町村森林経営管理事業（以下「経営管理事業」という。）の実施に関し、法その他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第2条 市長は、森林の所有者から委託を受けた森林を適正に管理し、法令の遵守、森林の管理を通じて住民の福祉の増進を図ることに努めなければならない。

2 経営管理事業は、林業の経営に適さない森林と法第2条第5項に規定する経営管理実施権を設定できていない森林を対象とする。

(管理方針)

第3条 市長は、森林法及び法並びに飯田市森林経営管理制度実施方針及び飯田市森林整備計画に従い、次の各号に掲げる事項を推進することに努めなければならない。

- (1) 地域において、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させる恐れがある森林の適正な整備
- (2) 現に有する水害の防止の機能に依存する地域においては、森林の適正な整備
- (3) 地域住民の共有の財産となる生態系としての森林の重要性を踏まえ、生物多様性の保全
- (4) 地域住民の共有の財産となる文化財（埋蔵包蔵文化財）等を構成する森林の整備
- (5) 地域住民の憩いと学びの場を提供する森林の整備
- (6) 豊かな自然景観や、歴史的風致を構成する森林の整備
- (7) 現に有する水源の涵養の機能に依存する地域においては、森林の適正な整備
- (8) 自然的条件が良く経済的に成り立つと見込まれるものの、長野県「意欲と能力のある林業経営者」に経営管理実施権を設定できていない森林は、健全な状態で長伐期に移行させる整備

(管理森林の区画)

第4条 管理をする森林の区画は、飯田市森林整備計画による次の各号に掲げる区分によるものとする。

- (1) 林班
- (2) 小班
- (3) 施業番号

(管理森林の機能類型)

第5条 経営管理事業による管理する森林は、次に各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 防災・減災型 地域住民の安全・安心を第一とすべき森林

- ア 山地災害防止
 - イ 水源を守る水源涵養
 - ウ ニホンジカ・ツキノワグマなどの棲み分けを行う野生獣害対策
 - エ 松くい虫やカシナガ被害林を対象とする病虫害対策
- (2) 生活環境型 地域住民の憩いと学びの場、豊かな自然景観の風致、歴史的・文化的財産を維持する森林
- ア 森林空間利用
 - イ 里山または住宅地に隣接する住民の快適な生活環境（竹林の拡大防止を含む）を保全する快適環境形成
- (3) 自然維持型 生態系としての森林の重要性を踏まえ、生物多様性保全機能の発揮を第一とすべき森林
- ア 自然の力に委ねるもの
 - イ 生態系としての森林の重要性を踏まえた生物多様性の保全を図る必要があるもの
- (4) 長伐期型 自然的条件が良く経済的に成り立つと見込まれるものの、長野県が公表する「意欲と能力のある林業経営者」に経営管理実施権を設定（配分）できていない森林を健全な状態で長伐期に移行させる長伐期施業を実施する森林

第2章 管理計画

（管理計画）

第6条 市長は、飯田市森林整備計画に準拠し、次に掲げる事項について、管理森林施業実施計画（以下「実施計画」という。）により管理を行うものとする。

- (1) 主要施業に関する事項
- (2) 管理森林の維持及び保存に関する事項

（主要事業）

第7条 経営管理事業における主要事業は、次に掲げる事項とし、実施計画において細目を記載するものとする。

- (1) 複層林誘導
- (2) 針広混交林誘導
- (3) 長伐期施業
- (4) 森林利用空間林
- (5) 自然維持
- (6) その他
- (7) 巡視に関する事項(8) 立木の衰退、土壌の流出、地形の変動等が認められた場合の対処事項(9) その他必要な事項

（事業経費）

第8条 経営管理事業は、森林環境譲与税等を活用して実施するものとする。

- 2 事業実施経費には、国や長野県による各種交付金・補助金、友好都市・姉妹都市締結の自治体からの支援金、その他の団体による補助金等を活用することができる。
- 3 事業の実施により発生した収益は、事業を実施するための財源として森林環境譲与税に係る基金に積み立て、歳入予算に計上し、経営管理に要する経費に充てることができる。

（管理期間）

第9条 森林所有者から委託を受けた森林の管理期間（存続期間）を定めることとする。

（整備完了後の処置）

第10条 市長は、経営管理事業が当該森林の公益的機能の発揮のために実施され管理期間（存続期間）を満了した場合は、必要に応じ、当該森林の保安林指定について県と調整を行う。

（変更手続）

第11条 市長は、管理森林の現況、経済事情等に変動があった場合において、必要と認めるときは、管理計画を変更することができる。

第3章 実施計画

（実施計画）

第12条 市長は、飯田市森林整備計画に即して、森林経営管理制度における経営管理事業森林の実施計画を定め、適正に運用しなければならない。

2 実施計画においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 管理森林の区画の所在、名称及び区域
- (2) 管理期間
- (3) 管理森林の機能類型
- (4) 現在の森林状況
- (5) 目標林型
- (6) 施業方法（施業種・伐採等方法）
- (7) 当該年度の事業の実行の結果等
- (8) その他必要な事項

第13条 市長は、管理簿（別表1）を作成し、第6条に規定する管理する森林ごとに前条第2項に規定する項目についてすべて掲載するものとする。

2 法第4条に規定する経営管理集積計画（以下「集積計画」という。）は単年度だけでなく年度ごと継続して作成されるため、管理簿は年次ごとに管理できるものとする。

3 集積計画の内容と整合を図るものとする。

（事業実施における伐採木）

第14条 施業においては、伐採木の処分は適正に行われなければならない。

2 伐採木の搬出が可能な場合は、資源の活用の視点から販売を行う。

（事業実施における路網整備）

第15条 第7条の施業において、森林作業道を実施する場合は、林地保全に努め、壊れにくい路網を作設しなければならない。

2 作設する路網の規格は、「長野県森林作業道作設指針」及び「長野県森林作業道作設マニュアル」による。

（事業の実施）

第16条 事業は、第13条の管理簿に基づいて実行するものとする。

2 事業の実施にあつては、森林法第10条の8第1に項示される伐採の届出書を提出するものとする。

（管理森林の維持・保存）

第17条 管理森林について、巡視（モニタリング）実施要領を定め、毎年度1回の定期的巡視

確認を行うものとする。巡視については、市職員によるもののほか、民間事業者の能力の活用（業務委託）により実施するものとする。

- 2 森林の状態及び森林作業道等路網の状態を確認し、巡視確認にあつては、現地踏査、ドローン空撮等、最も有効な方法とする。
- 3 巡視確認の結果は、巡視（モニタリング）記録簿（別表 3-1）として記録し、管理期間（存続期間）保管を行うものとする。
- 4 巡視確認において、当該森林に立木の衰退、土壌の流出、地形の変動等が認められた場合及び森林作業道等の路網に変状が認められた場合は、森林被害報告（別表 3-2）に記録し、現象に対する対策を速やかに検討するものとする。
- 5 森林火災の防止に努め、管理森林に隣接する森林についても森林火災防止の普及・啓発を行うものとする。

第 4 章 情報公開及び報告

（公開）

第 18 条 市長は、毎年度、経営管理事業対象森林の現況及び事業の進行状況を明らかにするため、飯田市ホームページ等により広く情報を公開するものとする。

（報告）

第 19 条 市長は、法の第 49 条に基づき、経営管理事業の実施面積（施業の種類別の内訳含む。）の報告を求められた場合は、長野県経由で林野庁長官に提出しなければならない。

第 5 章 雑則

（単位）

第 20 条 計画書に用いる単位及び単位未満の端数の処理は、次によるものとする。

- (1) 面積は、ヘクタールを単位とし、小数点以下第三位を四捨五入する（長野県森林計画区画最小単位：施業番号）。
- (2) 材積は、立法メートル（竹については、束）を単位とし、単位未満を四捨五入する。
- (3) 路網等の延長及び幅員は、メートルを単位とし、延長にあつては単位未満を四捨五入し、幅員にあつては小数点以下第一位未満を四捨五入する。

（実施細則）

第 21 条 この規定を実施するために必要な細目は、市長が別に定める。

附則

この規定は令和 4 年 11 月 1 日から施行する。